

第3回 住まい支援の連携強化のための連絡協議会

厚生労働省社会・援護局説明資料

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生活困窮者自立支援制度の概要

H30年度予算:432億円 H31年度予算:438億円
R 2年度予算:487億円 R 3年度予算:555億円

R4年度予算:594億円 ※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国906福祉事務所設置自治体で1,388機関
(令和4年4月1日時点) 国費3/4

〈対個人〉

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

・希望する町村において、一次的な相談等を実施 国費3/4

◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 国費10/10

◆都道府県による市町村支援事業

国費1/2

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

◇都道府県による企業開拓

国費10/10

・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のため居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 国費3/4

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
※就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化 (R2) (就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化(省令改正))(事項) 国費2/3

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業 (いわゆる「中間的就労」)

・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

農業分野等との連携強化事業
就労体験や訓練の場の情報収集・マッチングのモデル事業(国事業)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供。シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援
・地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化(事項) 国費2/3

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む) 国費1/2,2/3

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等 国費1/2

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

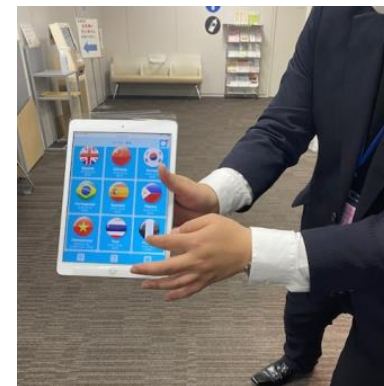
◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援
◇就労準備支援事業等の実施体制の整備促進 等 国費10/10

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

コロナ禍における支援現場や国の対応

支援現場における対応

- **相談員等の加配による自立相談支援体制の強化**
 - ・ 相談者の増加に対応するため、35.8%の自治体において、支援員等の加配を実施。※
- **電話・メール・SNS等を活用した相談支援**
 - ・ 感染防止の観点から、対面での面談が難しくなったなどにより、39.2%の自治体において、電話・メール・SNS等を活用した支援を実施。※
- **個人事業主や外国人など新たな相談者層への支援**
 - ・ 持続化給付金等事業者向けの制度など、他制度も含めたパンフレットを配布。
 - ・ 通訳の配置、多言語対応のための機器購入等により、日本語を話せない外国人への支援を実施。
- **他の支援機関・支援団体との連携強化**
 - ・ 約半数の自治体が生活保護（福祉事務所）やハローワーク、社会福祉協議会、フードバンク活動団体等と新たに連携強化。
 - ・ 59.7%の自治体で社会福祉協議会やNPO法人等と連携した食料支援を実施。※
- **任意事業の活用**
 - ・ 住居を失った生活困窮者に対して、一時生活支援事業により宿泊場所を提供するとともに包括的な支援を実施。
 - ・ コロナ禍の影響で収入が減少した場合や、特例貸付を利用する場合などに、支出の見直しを行うための家計相談を実施。



※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」（北海道総合研究調査会）

国の対応

1. 経済支援策（緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）
2. 生活困窮者自立支援の機能強化、NPO等民間団体と連携した支援（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、生活困窮者等支援民間団体活動助成事業）
3. 住まい対策の推進

コロナ禍における支援現場への影響

支援現場の状況

① 相談件数の増加

- 新規相談受付件数（令和2年度）：約78.6万件（令和元年度の24.8万件的約3.2倍）、
- プラン作成件数（令和2年度）：約13.9万件（令和元年度の7.9万件的約1.7倍）

② 特例的な経済支援策

- 緊急小口資金等の特例貸付（令和2年度）：約189.2万件（令和元年度の約1.0万件的約182倍）
- 住居確保給付金の支給件数（令和2年度）：約13.5万件（令和元年度の約4000件の約34倍）
- 生活困窮者自立支援金の支給件数（令和4年2月末時点）：約17.3万件

③ 新たな相談者層の顕在化や相談内容の複雑化

- 個人事業主やフリーランス、外国人、若年層など、これまで相談窓口にあまりつながっていなかった新たな相談者層が顕在化。
- コロナ禍では、3個以上の課題を抱える相談者が半数以上に増加しており、複合的な課題を抱える相談者が増加。



支援現場への主な影響

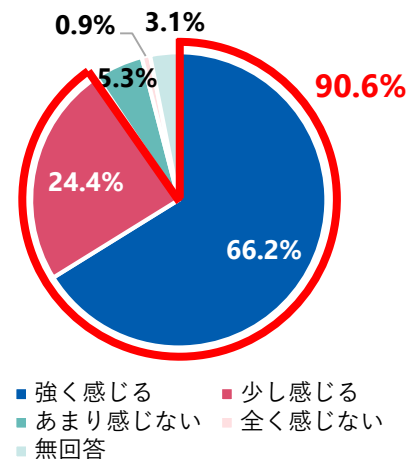
① 伴走型支援の実践が困難

- 従来法が想定していなかった特例的な給付貸付事務に連日対応。
- 令和2年度の調査では、90.6%の自治体が自立相談支援機関における本来業務の実施に負担や困難さを感じ、56.1%の自治体が、継続的な支援につながっていないケースがあると回答した。

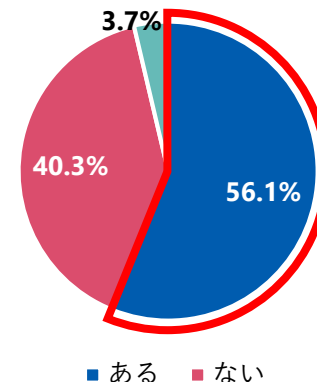
② 労働環境の悪化・人手不足

- 相談員等の時間外労働が過重となっている社協は56.6%。（人口20万人以上の市では76.5%）※1
- コロナ禍に伴う対応強化に向けて、支援員の負担が過大となっている自治体は79.6%、人員配置の充実が必要だが、増員等の予定がなかった（ない）自治体は29.8%。※2

本来業務実施への負担や困難さ



住居確保給付金の申請に係る相談のうち、プランを作成することが適切と考えられたが、継続的な支援につながっていないケース



※1 令和2年11月25日「社協が実施する自立相談支援機関の状況に関する緊急調査報告書」全国社会福祉協議会地域福祉部

※2 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」北海道総合研究調査会

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（プラン作成者の課題）

- 新型コロナ流行下では、男性、女性ともに20代～60代で「住まい不安定」、男性70代で「ホームレス」といった課題が多く見られる。

課題の特性（**男性**・年代別）

（生活困窮者自立支援統計システムより抽出）

コロナ流行下（2020年11月～2021年1月）

※ 「その他」を除く。

※ **赤枠**：コロナ前と比較して順位が3つ以上上がったもの。

	～10代 (n=141)	20代 (n=2137)	30代 (n=3213)	40代 (n=4508)	50代 (n=5050)	60代 (n=3296)	70代～ (n=1880)
1位	経済的困窮 39.0%	経済的困窮 71.0%	経済的困窮 76.4%	経済的困窮 74.8%	経済的困窮 73.5%	経済的困窮 71.2%	経済的困窮 59.1%
2位	社会的孤立 32.6%	住まい不安定 24.7%	住まい不安定 24.5%	住まい不安定 24.3%	就職活動困難 25.8%	就職活動困難 24.2%	ホームレス 26.2%
3位	就職活動困難 29.1%	就職活動困難 23.0%	就職活動困難 21.2%	就職活動困難 23.0%	住まい不安定 22.3%	住まい不安定 21.8%	就職活動困難 19.9%
4位	コミュニケーションが苦手 27.7%	就職定着困難 14.4%	就職定着困難 13.4%	家計管理 13.7%	病気 16.1%	病気 18.5%	病気 18.2%

課題の特性（**女性**・年代別）

※ 「その他」を除く。

※ **赤枠**：コロナ前と比較して順位が3つ以上上がったもの。

コロナ流行下（2020年11月～2021年1月）

	～10代 (n=124)	20代 (n=1426)	30代 (n=2204)	40代 (n=2818)	50代 (n=2416)	60代 (n=1364)	70代～ (n=953)
1位	経済的困窮 36.3%	経済的困窮 68.8%	経済的困窮 73.0%	経済的困窮 74.7%	経済的困窮 78.3%	経済的困窮 78.4%	経済的困窮 74.3%
2位	コミュニケーションが苦手 33.1%	住まい不安定 30.2%	住まい不安定 28.0%	住まい不安定 25.3%	住まい不安定 24.6%	就職活動困難 25.5%	就職活動困難 23.8%
3位	メンタルヘルス 29.0%	就職活動困難 27.2%	就職活動困難 23.2%	就職活動困難 23.6%	就職活動困難 24.6%	住まい不安定 24.5%	家計管理 22.6%
4位	家族関係 27.4%	家族関係 16.6%	ひとり親 19.2%	ひとり親 18.4%	家計管理 18.4%	病気 19.4%	病気 22.1%

住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和3年度当初予算額	負担金(298億円)の内数
令和3年度補正予算額	100億円
令和4年度当初予算額	負担金(301億円)の内数

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、906自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者
 ②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者
 ※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。
 ① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
 ② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)
 ※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6か月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)
 ※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

・②による受給者については、再延長期間(～9か月目)までは求職の申込は求めない
 ・①及び②ともに、当分の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能。また、当分の間、ハローワーク等での相談(月2回以上)や企業への応募等(週1回以上)の回数を減らす(各々月1回)。

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)
 ※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

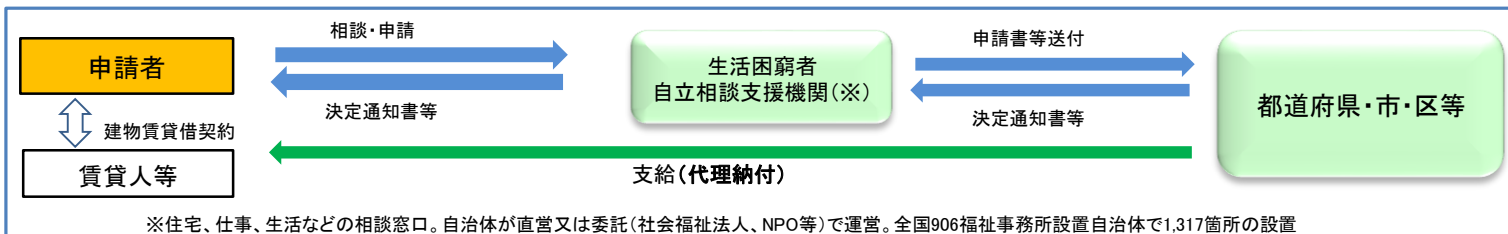
【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

令和4年8月末までの申請について、特例として、職業訓練受講給付金(月10万円)との併給を可能とする。

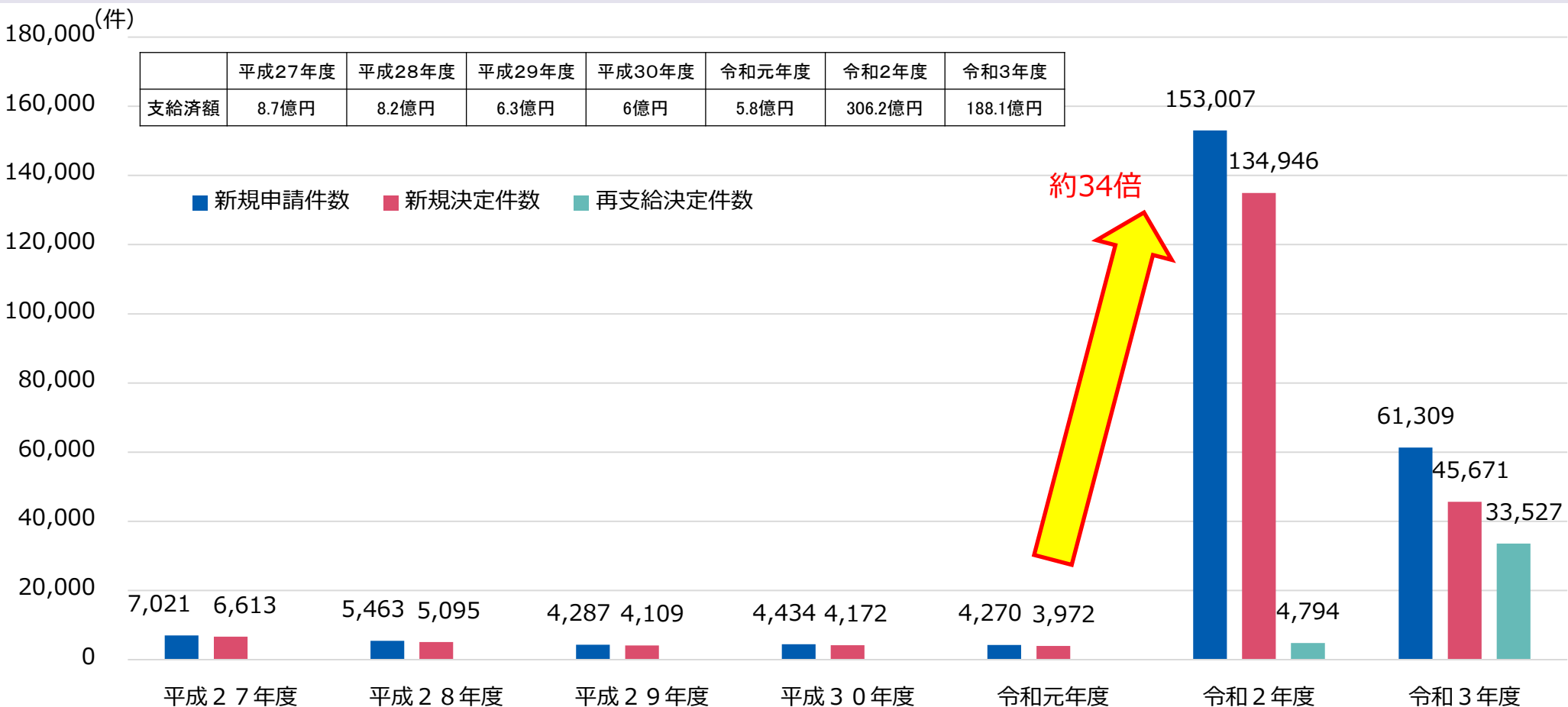
令和4年8月末までの申請について、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能とする。

【事業スキーム】



住居確保給付金の支給実績の年度別推移（平成27年度～令和3年度）

- 支給決定件数について、平成27年度～令和元年度は、約4,000～7,000件で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、令和2年度は約135,000件、令和3年度は約46,000件に急増。また、特例措置である再支給決定件数について、令和2年度は約5,000件、令和3年度は34,000件となり、生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たした。



不安定居住者の実態

- ホームレス以外でも支援すべき不安定居住者は一定数おり、そういった方は知人宅やネットカフェなど様々な場所を行き来している。

不安定居住者の実態（スクリーニング調査結果の分析）

分析の対象人数

- 39,997人（※）

主要政令市等	抽出人数
東京都23区	2,857
横浜市	2,857
大阪市	2,857
名古屋市	2,857
札幌市	2,857
福岡市	2,857
川崎市	2,857
神戸市	2,857
京都市	2,857
さいたま市	2,856
広島市	2,857
仙台市	2,857
千葉市	2,857
北九州市	2,857
合計	39,997

不安定居住の経験（n = 39,997）

	応答数 (複数回答)	全体割合
知人・友人宅への同居経験	661	1.65%
建築土木／警備／製造業における寮・社宅経験	617	1.54%
飯場経験	244	0.61%
日雇い労働者向けの簡易宿所（ドヤ）経験	238	0.60%
ネットカフェ・漫画喫茶・DVDボックス経験	344	0.86%
24時間営業の飲食店（ファーストフード店、ファミレス等）経験	256	0.64%
サウナ、カプセルホテル等経験	335	0.84%
一時生活支援、シェルター、ホームレス自立支援センター等の福祉施設経験	274	0.69%
救護施設・更生施設・女性保護施設等の福祉施設経験	240	0.60%
無料低額宿泊所・生活保護による支援付住宅経験	282	0.71%
刑務所・更生保護施設経験	191	0.48%
路上生活経験	260	0.65%
車上生活経験	333	0.83%
災害時の避難所、仮設住宅（みなし仮設住宅）経験	392	0.98%
その他の自宅以外の住まい経験	516	1.29%
合計	5183	5.15%

不安定居住時期（n = 39,997）

- 不安定居住の経験があると回答した2,061名（約5%）のうち、5年以内に不安定居住の経験があると回答した人数は計309人（約15%）。
- つまり、39,997人のうち5年以内に不安定居住を経験した割合は約1%。

	応答数
現在～1週間以内	67
1週間～1ヶ月以内	24
1ヶ月～3ヶ月以内	32
3ヶ月～6ヶ月以内	31
6ヶ月～1年以内	22
1年～3年以内	77
3年～5年以内	56
5年～10年以内	154
10年より前	662
計	1125
欠損値	936
合計	2061

※インターネット調査を行った14万人のうち、主要政令市（人口上位13市）に東京23区を加えた14地域を対象に、各地域から均等に計39,997名を抽出して分析

住まいの困りごと相談窓口（すまこま。）の概要 （不安定居住者に係る支援情報サイト及び総合相談窓口の設置）

R3～事業開始

- 住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者には、路上等で生活するホームレスのほか、終夜営業店舗や知人宅等で寝泊まりする不安定な居住環境にある者が含まれる
- そうした不安定居住者においては、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や一時生活支援事業、住居確保給付金といった各自治体が発行している支援等につなげることが重要である。
- このため、住まいに困窮する方に対する支援情報サイトを開設するとともに電話やメールによる総合相談窓口を設置し、各支援策の情報提供、地域の自治体の相談窓口等への案内、不安定居住者の実態把握のためのデータベース作成等を行う。

対象経費

◇ 人件費、通信費、賃借料、消耗品費、情報サイトの開設費用、運用・保守等

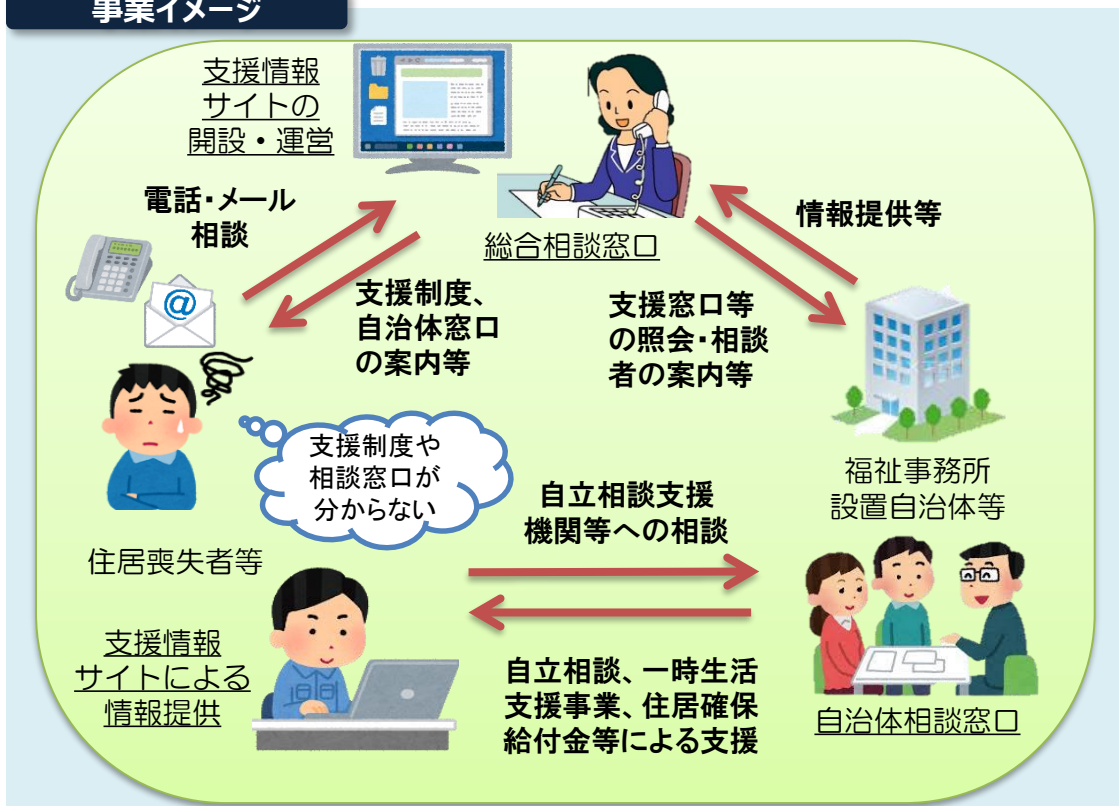
委託費

事業内容

- 住居を失った又はそのおそれのある方が支援につながるため、生活困窮者自立支援制度における地域居住支援事業や地域の自治体の相談窓口などを分かりやすく紹介した情報サイトの開設・運営等による情報発信を行う。
- 電話相談窓口を設置し、住まいに困窮している方からの相談を電話やメール等で受け、各支援制度の紹介や助言等を行うほか、相談者が所在する自治体の相談窓口等につなぐ。
- 相談内容のデータベース化や情報サイトを活用したアンケートの実施等により、不安定居住者の実態把握を行う。

※ 令和3年7月の開設から令和4年1月末までで延べ882件の相談が寄せられている。

事業イメージ

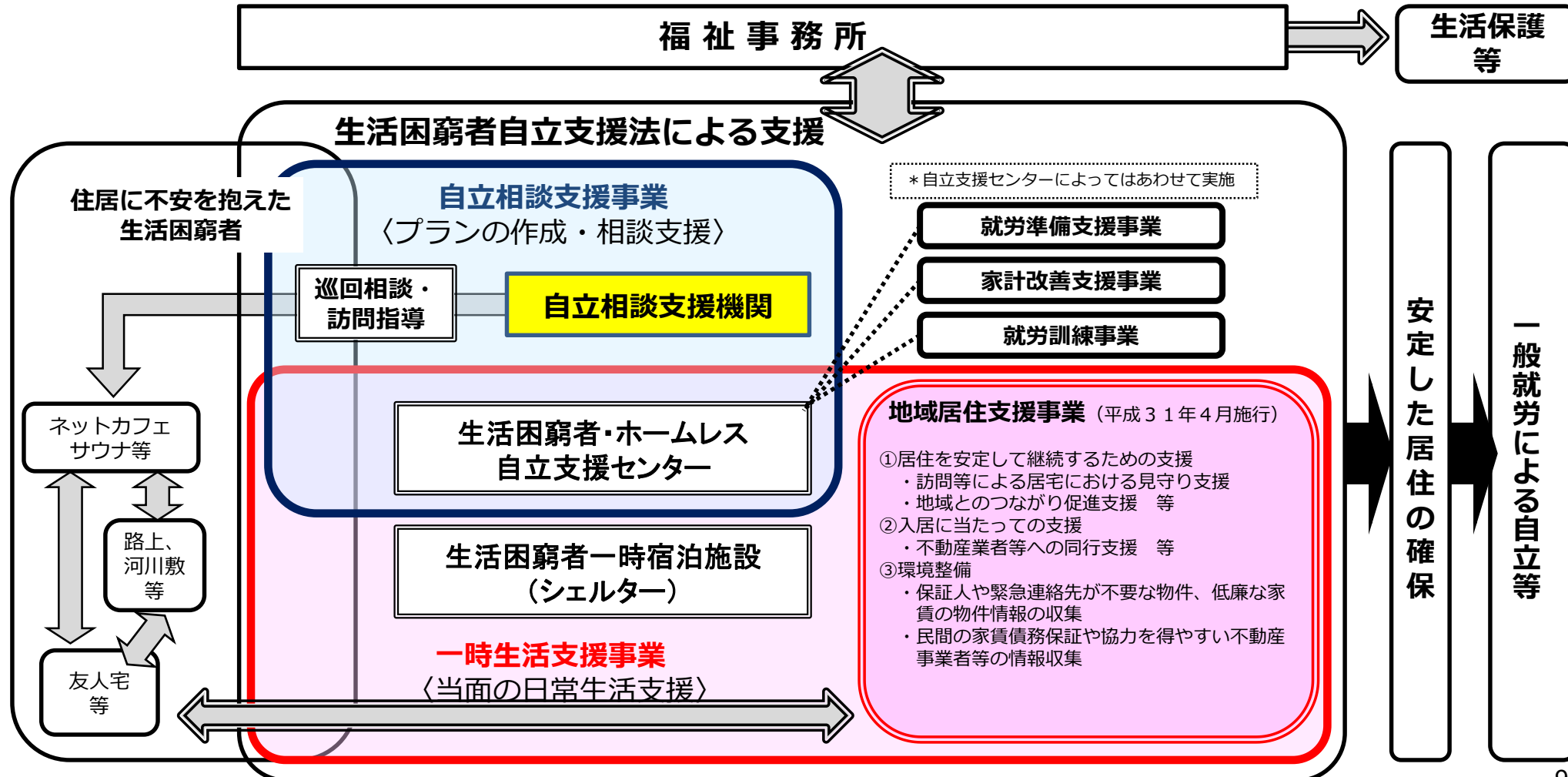


一時生活支援事業について

	実地自治体 (令和3年度)	利用人数 (令和2年度)
一時生活	331自治体(37%)	4,720人
地域居住	50自治体(6%)	2,420人

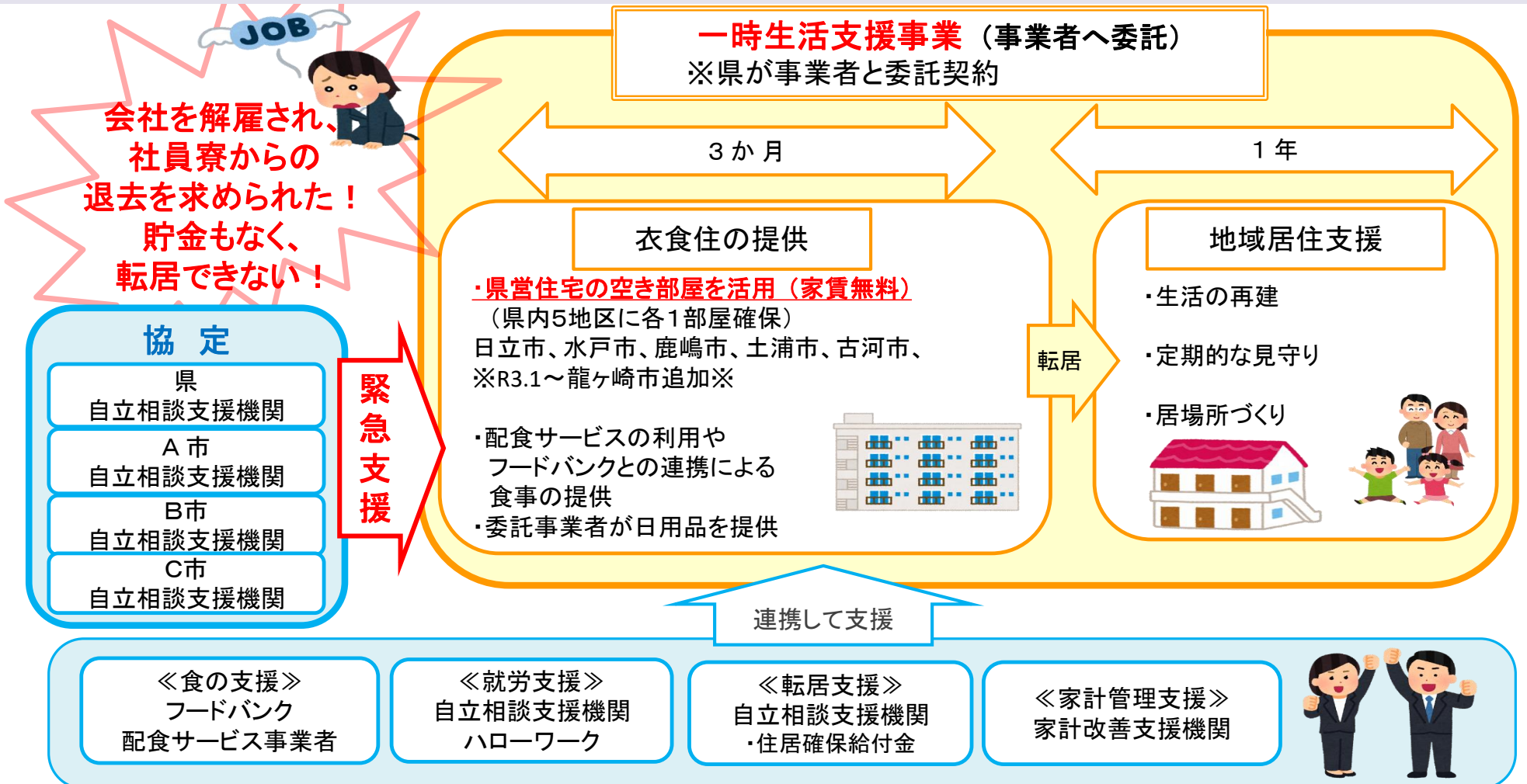
事業の概要

- 一時生活支援事業は、各自治体においてホームレス対策事業として実施してきた、生活困窮者・ホームレス自立支援センター及び生活困窮者一時宿泊施設(シェルター)の運用を踏まえ、これを制度化したものである。
- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間(最大で6ヶ月間)に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。
※ 自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施(自立支援センターの相談員は自立相談支援機関から配置)。
- 改正法において、シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間(1年間)、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより「居住支援」を強化し、「一時生活支援事業」に「地域居住支援事業」を追加し強化(平成31年4月施行)。



一時生活支援事業、地域居住支援事業の事例（茨城県）

- 新型コロナの影響による社員寮等からの退去などを想定し、県と協定市（4市）の共同による一時生活支援事業及び地域居住支援事業を令和3年度（令和2年度モデル事業）から開始した。県の公営住宅の空き室を活用した宿泊場所の提供、フードバンクと連携した食事提供、自立相談支援機関等と連携した就労支援や転居支援等を実施している。



生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しについて

生活困窮者自立支援

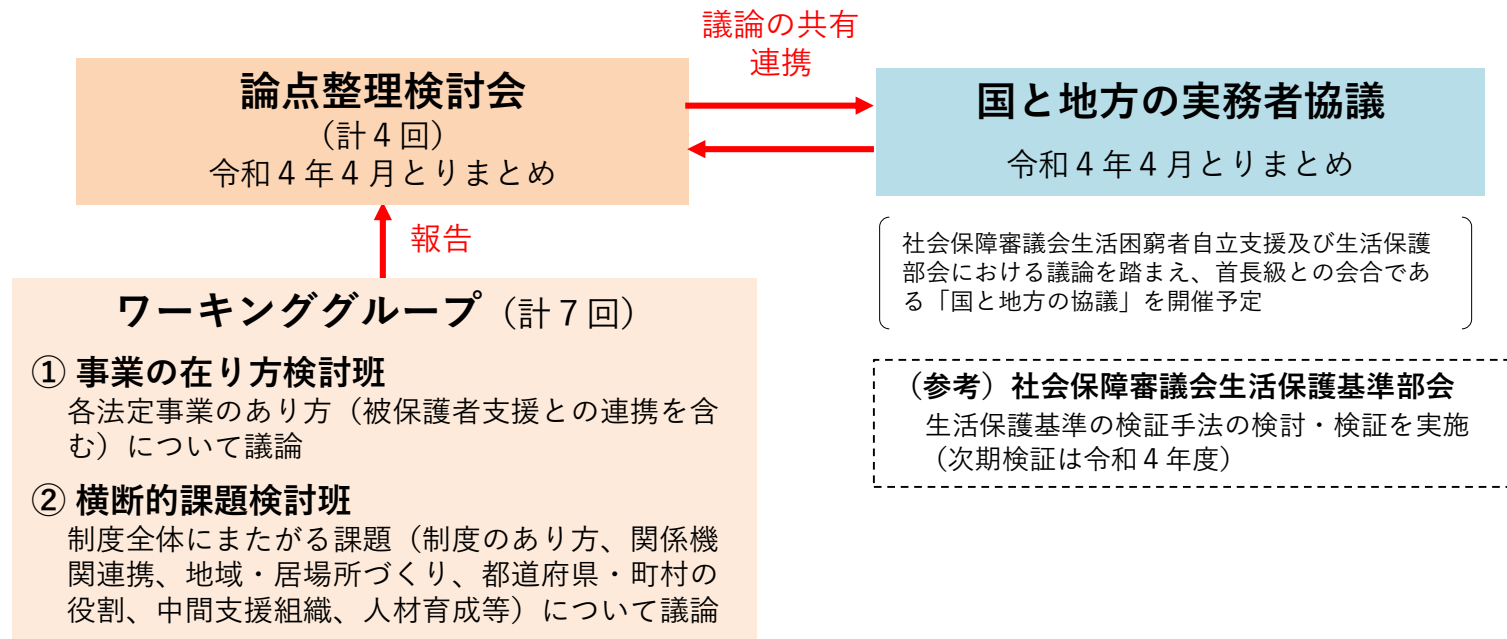
生活保護

見直し 規定

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）附則第8条（※）に基づく検討

（※）政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

検討の場



令和4年5月
以降

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論
検討結果に応じて令和5年以降の法案提出を目指す。

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」について(概要)

- 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」及びその下に設置されたワーキンググループにおいて、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」をとりまとめ、公表(令和4年4月26日)。
- 今後、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において論点整理を踏まえた検討を行い、検討結果に応じて、令和5年以降、生活困窮者自立支援法等の見直しを行う予定。

1. 総論

(法施行後の状況)

- 生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)は、理念として「生活困窮者の自立と尊厳の確保」及び「生活困窮者支援を通じた地域づくり」という2つの目標と、包括的・個別的・早期的・継続的・分権的・創造的な新しい支援のかたちを掲げ、全国で様々な実践が重ねられてきた。新規相談者数や継続的に支援した人数は年々増加し、その多くに自立に向けた変化が見られるなど、着実に効果が現れている。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

- 令和2年春から続くコロナ禍は、社会の脆弱性を照らし出し、その影響は世代・属性を超えて非常に広範囲に及んだ。自立相談支援機関の相談窓口における新規相談受付件数や緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の申請件数は急増し、とりわけ個人事業主やフリーランス、外国人、若年層などこれまで生活困窮の相談窓口にあまりつながっていなかった新たな相談者層からの相談が増加した。
- こうした状況に対して、支援現場においては、感染防止対策を講じつつ急増する相談・申請等に連日対応し、新たな相談者層の支援ニーズに対応するため、試行錯誤を重ねてきた。こうした取組により、コロナ禍において法が生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たしたこと、すなわち法が必要不可欠なものであることが改めて認識された。
- 一方で、コロナ禍においては、従来法が想定していなかった特例的な給付・貸付事務に対応した結果、従来の伴走型支援の実践が難しくなり、法の理念が揺らいでいるのではないかとの声も聞かれる。
- また、コロナ禍における法と生活保護法の関係についても、検証を行う必要。

(地域共生社会や関連施策との関係について)

- 地域共生社会は、法の考え方と他の福祉分野や政策領域の考え方を合わせて共通理念化したものであり、令和3年度から施行された重層的支援体制整備事業(以下「重層事業」という。)は、この理念を実現するための1つの仕組みである。法において積み重ねられた実践は、地域共生社会の実現に向けて、市町村の包括的な支援体制の整備における重要な基盤となり得るものである。
- 法施行以降も、様々な関連施策がとりまとめられている。生活困窮者を取り巻く施策の多様化という良い面がある一方、法の目指す包括的な支援を実現するためには、生活困窮者支援の分野として、そうした施策との連携体制の構築が必要。

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理（抜粋）

	現状の評価と課題	主な論点
(5) 居住支援のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>一時生活支援事業</u>について、<u>実施自治体数</u>の伸び率は低く、他の任意事業に比べ<u>低い水準</u>。自治体における潜在的な支援ニーズの把握が進んでいない。 ○ 居住不安定者等に対する<u>ソフト面の支援</u>は重要だが、<u>地域居住支援事業の実施自治体数</u>は<u>極めて少ない</u>。 ○ <u>住居確保給付金</u>について、<u>コロナ禍</u>において支給対象者の追加や支給要件の緩和等の措置を実施。<u>利用件数は急増</u>。<u>住まいの安定確保に一定の役割</u>を果たした一方で、<u>求職活動要件等</u>の課題も見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>全世代</u>において「<u>住まいの不安定</u>」問題が顕在化。住宅分野の政策との連携を含め、<u>地域共生社会づくりの視点からの居住支援の議論</u>が必要。 ○ 一時生活支援事業や地域居住支援事業における支援、緊急的な一時支援を<u>居住支援事業として再編した上で必須事業化</u>すべき。 ○ <u>居住支援の強化</u>を図るため、ホームレス状態や一時宿泊施設を経由せずとも、<u>地域居住支援事業において支援できるようにすべき</u>。 ○ <u>属性や課題を問わず、緊急対応が可能な施設や支援</u>が必要。 ○ <u>住居確保給付金</u>について、様々な<u>特例措置を恒久化</u>すべき。<u>個人事業主</u>については、個別性・柔軟性の高い支援が求められ、<u>求職活動要件の見直しが必要</u>。